
監 査 委 員 公 表

那 監 公 表 第 9 号
平成 28 年 1 月 15 日

那覇市監査委員	新 城 和 範
同	宮 里 善 博
同	翁 長 俊 英
同	高 良 正 幸

平成 27 年度行政監査の結果について（公表）

地方自治法第 199 条第 2 項の規定に基づき、行政監査を実施したので、同条第 9 項の規定により監査の結果を、次のとおり公表する。

第 1 監査の概要

1 監査の根拠等

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 199 条第 2 項の規定に基づき、那覇市監査基準第 14 条第 3 号及び那覇市行政監査実施要領により実施した。

2 監査のテーマ

「プロポーザル方式による契約について」

なお、プロポーザル方式とは、その性質又は目的が競争入札に適さないと認められる場合で、価格だけでなく実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、複数の事業者にも事業内容の提案を求め、総合的な見地から最も適した者を選定し契約を締結する方法とする。

3 監査の目的

法第234条第2項は、「指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」と規定し、一般競争入札による契約を基本としている。

現在、専門的な技術や経験を必要とする業務について、プロポーザル方式による随意契約が多く見られる。しかし、本市においては当該方式による契約について統一的な方針はない。

そこで、今回の行政監査では、プロポーザル方式による契約について、契約手続等が適正に行われているか否かを検証する。

4 監査の対象範囲

平成 26 年度にプロポーザルを行い、平成 26 年度又は平成 27 年度に契約を締結（指定管理を除く。）した部署を対象とする。（22 課 53 事業）

平成 27 年度行政監査対象事業一覧表
(平成 26 年度プロポーザル実施事業)

(単位:円)

整理 番号	課名	契約名	契約金額
1	文化振興課	那覇市新文化芸術発信拠点施設周辺環境整備計画策 定業務	21,070,800

整理 番号	課名	契約名	契約金額
2	情報政策課	基幹系業務システム最適化業務アクセスログ検索システム構築業務委託	2,852,712
3		u-Okinawa プラットフォーム再構築事業賃貸借	15,526,080
4	商工農水課	「なはし就職なんでも相談センター」相談等業務委託	7,676,000
5		企業立地雇用施策基本指針策定支援業務	7,009,200
6		中学生のための仕事と社会について考える講座事業業務委託	5,155,920
7		地域人づくり事業（那覇市 IT 産業定着支援事業）業務委託（受託者：クラスタワークス）	5,501,520
8		地域人づくり事業（那覇市 IT 産業定着支援事業）業務委託（受託者：情報産業）	5,502,000
9		地元野菜がジョートーサー事業業務委託	2,680,000
10		第 3 次那覇市水産業振興基本計画策定支援業務委託	6,955,200
11		第 37 回那覇の物産展事業委託	5,032,800
12		那覇市企業誘致活動サポート事業委託	4,994,708
13	なはまちなか 振興課	国際通りとマチグラーのにぎわい事業業務委託	35,562,000
14		牧志駅前交通広場等にぎわい事業委託	27,200,000
15		マチグラー総合案内所事業業務委託	6,961,000
16		那覇市国際通り客引き状況等調査事業業務委託	1,998,000
17		那覇市中心市街地の活性化に関する基本計画策定支援業務委託	11,814,000
18		第一牧志公設市場再整備合意形成推進事業業務委託	5,184,000
19	観光課	県外観光 P R 業務委託	4,845,420
20		外国語版那覇市観光ガイドブック制作業務	3,747,600
21		「7 月 5 日めんそーれ沖縄・那覇デー」映像及びチラシ制作等委託	700,000
22		「音楽活用ナイトエンターテインメント創造事業」委託	20,575,000
23		「プロ野球キャンプにぎわい創出事業」委託	13,000,000
24		那覇市観光基本計画策定支援業務委託	9,183,996
25		日米スポーツコンベンション歓迎事業業務委託	20,000,000
26	環境政策課	那覇市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務委託	5,940,000
27	環境保全課	那覇市環境啓発事業委託業務	1,361,000
28	廃棄物対策課	エコマール那覇プラザ棟内啓発推進業務委託	27,237,300

整理 番号	課名	契約名	契約金額
29	環境衛生課	観光客に快適な都市環境創出事業における飼い主のいない猫の捕獲・管理等業務委託	4,352,400
30	福祉政策課	那覇市安心生活創造推進事業業務委託	89,164,000
31		那覇市援護業務システム導入業務委託	6,966,000
32		那覇市要援護者等情報管理システム導入業務委託	7,992,000
33		臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金支給システム構築業務委託	10,800,000
34	ちゃーがんじゅう	第6次なは高齢者プラン策定業務委託	4,494,960
35	課	那覇市リハビリふれあいデイサービス事業委託	18,942,537
36	障がい福祉課	那覇市障害者相談支援事業所サポート事業委託	21,407,607
37	保護管理課	平成27年度那覇市生活困窮者自立相談支援事業業務委託	50,307,044
38		平成27年度那覇市被保護者就労支援事業業務委託	13,441,680
39		平成27年度那覇市被保護者就労準備支援事業業務委託	12,419,025
40	地域保健課	「健やか親子なは」評価及び次期計画策定業務委託	5,194,800
41	こども政策課	那覇市子ども・子育て支援事業計画策定業務委託	2,187,000
42		放課後児童クラブ舎貸付	0
43	建設企画課	那覇市営住宅活用用地活用事業者募集 久場川第2期分（再々募集）	216,000,000
44		那覇市密集住宅市街地再生方針案業務委託	6,804,000
45		那覇市まちなか居住推進方針案策定業務委託	6,966,000
46		第3次那覇市市営住宅ストック総合活用計画策定業務委託	6,029,640
47	花とみどり課	平成26年度松山公園展示設計製作業務委託	49,896,000
48	生涯学習課	那覇市真和志南地区活き活き人材育成支援施設（仮称）設計基本構想策定支援業務	7,063,200
49	中央公民館	プラネタリウム番組開発業務委託	8,920,368
50	学校給食課	大名学校給食センター学校給食調理業務委託	131,249,537
51	教育研究所	平成27年度標準学力調査（中学校）業務委託	3,560,400
52		那覇市教育用ネットワーク運用業務委託及び通信回線使用	116,251,200
53	下水道課	平成26年度効率的な下水道事業実施のための計画策定業務委託	19,980,000

5 監査の実施期間

平成 27 年 10 月 26 日から平成 27 年 12 月 25 日まで

6 監査の実施方法

- (1) 全部署に対し、プロポーザル実施の有無について事前調査を行い、実施部署に対し、プロポーザル方式による契約に関する調書及び資料の提出を求めた。
- (2) 上記(1)に基づき事務局職員による予備監査を行い、その結果を監査委員に復命した後、監査委員による監査（本監査）を行った。

7 監査の主な着眼点

- (1) プロポーザル方式の契約とした根拠及びその理由は適切か。
- (2) 公募型、指名型の選択は適切か。
- (3) 要綱制定や選定委員会の設置等、必要な基準を定めているか。
また、その基準は適切か。
- (4) 事業者選定及び契約事務の手続きは適正か。
- (5) 募集要項等の内容が、適切なものになっているか。
- (6) 参考価格の積算は、客観的な根拠資料に基づいているか。

第2 契約の方法

地方公共団体が締結する契約は、法第 234 条第 1 項において「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」と規定し、同条第 2 項は、「前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」と定めている。すなわち、一般競争入札による契約をその原則としている。

1 一般競争入札

一般競争入札は、公告によって不特定多数の者を誘引して、入札によって申込みをさせる方法により競争を行わせ、その申込みのうち、地方公共団体に最も有利な条件をもって申込みをした者を選定して、その者と契約を締結する方法である。

2 指名競争入札

指名競争入札は、地方公共団体が資力、信用その他について適切と認める特定多数の者を通知によって指名し、その特定の参加者をして入札の方法によって競争させ、契約の相手方となるべき者を決定し、その者と契約を締結する方法である。

3 随意契約

随意契約は、地方公共団体が契約の相手方を選定するに当たり、任意に特定の者を選んで契約を締結する方法である。

地方自治法施行令（以下「令」という。）第 167 条の 2 第 1 項各号及び地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項各号は、随意契約によることができる場合を次のように定めている。

第 1 号	売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあっては、予定貸貸借料の年額又は総額）が別表第 5 上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき。
第 2 号	不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるための必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
第 3 号	障害者支援施設等から物品を買い入れる契約、又はシルバー人材センター等から役務の提供を受ける契約をするとき。（要約）
第 4 号	新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、買い入れる契約をするとき。
第 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
第 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
第 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
第 8 号	競争入札に対し入札者がいないとき、又は再度の入札に対し落札者がいないとき。
第 9 号	落札者が契約を締結しないとき。

第3 監査の結果

1 プロポーザルによる業者選定事務の状況について

法において、地方公共団体が締結する契約については、機会均等の理念に最も適合して公正であり、かつ、価格の有利性を確保し得るという観点から、一般競争入札の方法によるべきことを原則とし、それ以外の方法を例外的なものとして厳しく制限している。プロポーザル方式による業者選定は、令第167条の2第1項第2号に定める随意契約に該当するものであり、その実施に当たっては、選定過程において公平な評価及び選定が行われたことはもとより透明性も確保されなければならない。

そのことを踏まえて今回の行政監査では、個々の選定事務の実施状況及び事務手続き全般について監査した。

(1) プロポーザル方式の採用に関すること

ア プロポーザル方式の採用を意思決定する当初起案

(ア) あり 42 件 (79.2%)

(イ) なし 11 件 (20.8%)

(イ)は、口頭による意思確認を行い、プロポーザルを実施している。

イ プロポーザル方式を採用した理由の記載

(ア) あり 18 件 (34.0%)

(イ) なし 35 件 (66.0%)

ウ プロポーザル方式により事業者選定を実施した業務

(ア) 計画策定業務 15 件

(イ) イベント企画 7 件

(ウ) 情報処理システムの構築 6 件

(エ) 福祉サービス業務 6 件

(オ) 市民対象事業の運営 5 件

(カ) 映像・印刷物製作 5 件

(キ) 市民向け講座の企画・運営 4 件

(ク) その他 5 件

(ク)には、給食調理委託(1件)、用地活用者選定(1件)が含まれる。

今回監査の対象とした業務については、プロポーザルによる業者選定を行う必要性については、おおむね妥当と認められた。

(2) 募集に関すること

ア プロポーザル方式への募集方法

(ア) 公募型 50 件 (94.3%)

(イ) 指名型 3 件 (5.7%)

(指名型とする理由)

- ・県内での実績を重視した (2 件)。
- ・那覇市契約規則で定める指名競争入札の参加資格を有する者 (1 件)。

イ 公募期間 (公募型 50 件の内訳)

公募期間	件数 (件)	割合 (%)
10 日以内	5	10.0
11 日以上 20 日以内	23	46.0
21 日以上 30 日以内	18	36.0
31 日以上	4	8.0
合 計	50	100.0

ウ 応募者数 (公募型 50 件の内訳)

応募者数	件数 (件)	割合 (%)
1 者	16	32.0
2 者以上 5 者以内	29	58.0
6 者以上 9 者以内	5	10.0
合 計	50	100.0

エ 事業者への周知方法 (複数回答)

(ア) 市の公式ホームページ 50 件

(イ) 掲示板 (庁舎前) 14 件

(ウ) 建設新聞、住宅新聞 2 件

(エ) ラジオ「那覇市民の時間」 1 件

上記アで指名型と回答した 3 件以外は、全て市の公式ホームページに掲載していた。下水道課が建設新聞への掲載、市営住宅課が住宅新聞への掲載及びラジオ放送を利用していた。

(3) 選定委員会に関すること

ア 選定委員の構成

構成員	件数 (件)	割合 (%)
本市職員のみ	45	84.9
外部委員を含む	7	13.2
外部委員のみ	1	1.9
合 計	53	100.0

イ 構成人数

選定委員の人数	件数 (件)	割合 (%)
3～4人	2	3.8
5～7人	41	77.3
8人以上	10	18.9
合 計	53	100.0

ウ 選定委員会の開催回数

開催回数	件数 (件)	割合 (%)
1回	21	39.6
2回	21	39.6
3回	8	15.1
4回	3	5.7
合 計	53	100.0

開催回数が最多（4回）の情報政策課「基幹系業務システム最適化業務アクセスログ検索システム構築業務委託」の場合、初回は、事業計画の協議、2回目は、提案書、評価方法の協議、3回目は、導入方法、提案書、評価方法を決定、最終回に、提案審査及び優先交渉権者の決定を行っていた。

なお、優先交渉権者とは、審査基準を満たした者のうちから、最も優れた提案をした事業者のことで、契約の相手方として優先的に交渉する者をいう。

エ 選定委員会の審議事項（複数回答）

(ア) 公募型又は指名型の応募資格	6 件
(イ) 提案を評価するための審査基準	22 件
(ウ) 企画提案の審査	53 件
(エ) その他プロポーザル方式実施に必要な事項	39 件

(4) 審査基準に関すること

価格

項 目	件数 (件)	割合 (%)
評価する	6	11.3
提案に対する見積内容の妥当性	34	64.2
評価しない	13	24.5
合 計	53	100.0

(5) 結果通知及び公表に関すること

ア 選定基準（評価項目等）の公表

(ア) 公表	46 件 (86.8%)
(イ) 非公表	7 件 (13.2%)

イ 選定委員の公表

(ア) 公表	1 件 (1.9%)
(イ) 非公表	52 件 (98.1%)

ウ 選定結果の公表

選定結果	件数 (件)	割合 (%)
公 表	38	71.7
全参加事業者について、事業者名と評価を公表	1	1.9
全参加事業者について、評価は公表したが、優先交渉権者以外は匿名	1	1.9
優先交渉権者の事業所名を公表	36	67.9
非公表	15	28.3
合 計	53	100.0

エ 結果通知

通知の方法	件数 (件)	割合 (%)
文書による通知	48	90.6
ホームページへの掲載	4	7.5
電話による通知	1	1.9
合 計	53	100.0

オ 優先交渉権者以外への理由説明

優先交渉権者とならなかった理由説明	件数（件）	割合（％）
必ず行う	3	5.7
求められれば行う	29	54.7
行わない	14	26.4
1 者応募のため未定	7	13.2
合 計	53	100.0

2 平成 26 年度における業務委託契約の状況について

契約方法	件数（件）	割合（％）	契約金額（円）	割合（％）
一般競争入札	133 (10)	7.2 (8.4)	764,513,846 (24,956,046)	8.5 (3.6)
指名競争入札	196 (25)	10.6 (21.0)	1,359,519,279 (129,196,994)	15.1 (18.4)
随意契約	1,518 (84)	82.2 (70.6)	6,882,030,680 (548,410,378)	76.4 (78.1)
うち プロポーザル方式	54 (26)	2.9 (21.8)	981,059,761 (248,198,191)	10.9 (35.3)
合 計	1,847 (119)	100.0 (100.0)	9,006,063,805 (702,563,418)	100.0 (100.0)

（注）表中（ ）は、沖縄振興特別推進交付金を活用した事業の契約である。

業務委託契約全体に対する「一般競争入札による契約」の割合は、件数 7.2%、契約金額 8.5%と少なく、「随意契約」が、件数 82.2%、契約金額 76.4%と大半を占めていた。また、随意契約のうち「プロポーザル方式による契約」の全体に対する割合は、件数で 2.9%と少ないものの、契約金額で 10.9%と一般競争入札による契約を超えている。

沖縄振興特別推進交付金を活用したプロポーザル方式による契約の割合は、件数で 21.8%、契約金額で 35.3%である。

3 共通指摘事項等について

指摘事項等は、次の区分によるものとする。(事業別の指摘事項等も同じ)

*** 指摘事項**

重大な違法、不当及び不正の状況への指摘とする。

*** 是正事項**

改善を要する悪い状況を改め正すこと。

*** 注意事項**

好ましくない状況があるので、気をつけるよう申し述べること。

*** 要望事項**

予算執行の効果や事業成績の見地から事態の向上を求め望むこと。

(定期監査実施要領の例による。)

共通の指摘事項等は、次のとおりである。

(1) 基本指針の必要性について (要望事項)

本市においては、プロポーザル方式による随意契約についての全庁的な指針を定めておらず、上記で述べたように選定委員会の運営方法、審査基準の設定、公表の方法等に統一性がない。

プロポーザル方式の公平性、透明性及び競争性を確保し、適正かつ円滑な事務処理に資するよう、手続き等に必要な遵守すべき基本事項を定めた指針を作成されたい。

(2) 実施要綱等の制定について (要望事項)

本市においては、プロポーザルの実施方法等について、現在のところ特段定められていない。契約の透明性、公正性を確保する観点から実施に当たってはその根拠を明確にし、目的や手続き等を示す必要がある。したがって、プロポーザルを実施する所管課は、契約関係法令及び規則等の趣旨を踏まえ、その根拠となる基本方針及び重要事項を定めた実施要綱等を制定する必要があるが、されてない事業が 43 件 (81.1%) あった。これは、プロポーザル実施に当たって、その根拠を選定委員会設置要領又は募集要項に求めているものと思料される。

プロポーザル実施に当たっては、根拠、目的、手続き等を明確にするため実施要綱等を制定するよう努められたい。

4 事業別の指摘事項等について

事業別の指摘事項等は、次のとおりである。

こども政策課（整理番号 42）

放課後児童クラブ舎貸付について（是正事項）

放課後児童健全育成事業において、小学校（那覇小、与儀小）に設置された児童クラブ舎を使用する団体をプロポーザルで募集し、那覇小においては、平成 26 年 9 月 24 日から、与儀小においては、同年 10 月 17 日から当該クラブ舎の使用を認めている。

しかし、募集要項には児童クラブ舎を行政財産として使用貸借契約を締結することと記載されているが、クラブ舎の財産の取り扱いに疑義が生じたため、国及び県との調整に時間を要し現在まで契約が締結されていない。

プロポーザルを実施するに当たっては、関係法令等に基づき、適切な契約事務を執行されたい。

5 共通の課題事項について

プロポーザル方式による契約事務について、次のような課題とすべき事項がみられた。

(1) プロポーザル方式を採用した理由の記載について

プロポーザル方式を採用する起案に当たって、その理由を記載しているものは 53 件中 18 件（34.0%）であった。ただし、理由の説明として十分とは言えない記載があった。

所管課においては、契約手続きの透明性、公正性を確保するために、当該方式による契約が最適かどうかの検討を十分行い、起案に当たっては、採用の理由等、一連の経過を記録するよう努められたい。そのため起案書には、業務概要、参加資格要件等を明確に記載し、意思決定の手続きに漏れがないよう、適切な事務処理を行われたい。

(2) 外部委員の活用について

プロポーザル実施の理由として「専門的な技術力、企画力が要求される」としているが、選定委員会に外部委員が参加していた事例は、53 件中 7 件（13.2%）のみであった。

事業者の選定の客観性、透明性を高めるためにも、業務に応じた専門的知見を有する外部委員の活用を検討されたい。

(3) 価格の評価について

審査基準（具体的な評価項目及び配点）に価格の評価方法を細かく点数化するなど、価格の評価、得点配分等について考慮している事業が 6

件（11.3％）あった。一方、価格の評価を行わない事業が13件（24.5％）あった。また、その他の34件（64.2％）は、見積内容の妥当性を評価しているとのことだが、他の評価項目と比較するとその配点が低かった。

プロポーザル方式については、価格以外の技術力や企画力等を判断するために実施するものであるが、より高い費用対効果を得るために、価格についても評価項目とする必要がある。

基本的な価格の評価方法について検討されたい。

(4) 公表及び結果通知について

ア 公表

選定基準について事前に公表していないものが7件（13.2％）、選定結果の公表を行っていないものが15件（28.3％）あった。

事業者選定の透明性を確保するため、選定基準の事前公表及び選定結果の公表に努められたい。

イ 結果通知

選定結果の応募者への通知を、文書により行ったものが53件中48件（90.6％）、ホームページへの掲載が4件、電話により行ったものが1件あった。選定の決定手続きが確実に履行されたことを確認するためにも文書により通知を行われたい。

また、優先交渉権者以外の事業者への理由説明を、求められても行わないとしたものが53件中14件（26.4％）あった。当該事業者への理由説明は、選定結果に対する信頼性の観点から可能な限り理由を明らかにするよう努められたい。

第4 まとめ

地方公共団体の契約の原則である一般競争入札は、競争性、経済性が高く、公平性、透明性が図れる契約方式である。一方、適格事業者の採用を適切に行うことが困難なこと、過度の競争による品質の低下を招くことが懸念

される。そのため、価格以外の要素も考慮し、事業の実施に当たり総合的に優れたものを選定し、契約することが求められている。また、多様化する行政需要に対応し、民間の専門的な能力を活かす手法として、プロポーザルによる業者選定が、今後とも増加するものと思われる。

このような状況の中、プロポーザルを活用した適正な契約事務の執行に資するために今回の行政監査を行ったものである。

プロポーザルを実施するに当たり、所管課は、プロポーザル方式採用の意思決定、実施要綱等の制定など基本的かつ重要な手続きが適切になされていないものが散見された。また、選定委員会の運営、業者選定の審査方法、結果の公表など一連の事務処理の取扱いについて、統一された方式が確立されているとはいえない状況にあった。

契約事務の透明性、公正性の確保、また、契約事務の負担軽減の観点からも整合性及び統一性のある手続きの確立が必要である。

今後も厳しい財政状況が続くなか、市民サービスの向上のため、適切な契約事務を行い、効果的、効率的な事業の執行を望むものである。

凡 例

表中に用いた比率は、百分率で、原則として小数点以下第2位を四捨五入して表示した。